

## 長野県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下「実施要領」という。）第2条第10号に規定する「県が公表する評価調査者名簿」（以下「名簿」という。）への登載について必要な事項を定めるものとする。

### (名簿の定義)

第2条 長野県（以下「県」という。）は、県が実施する評価調査者養成研修を修了した者の一覧表を作成し、当該一覧表を名簿として管理する。

### (名簿への登載)

第3条 評価調査者養成研修を修了し、評価調査者養成研修修了証を付与された者については、主たる所属評価機関からの「所属評価調査者名簿」の提出をもって、名簿に登載するものとする。ただし、認証申請中の法人に所属する者については、当該法人の認証をもって名簿に登載するものとする。

2 評価調査者養成研修修了証の発行日から1月以内に主たる所属評価機関から「所属評価調査者名簿」の提出がない場合には、当該修了証書の効力を無効とする。ただし、認証申請中の法人に所属する者については、この限りではない。

### (名簿への登載事項)

第4条 名簿への登載事項は、評価調査者氏名、評価調査者養成研修修了者番号、資格、主な経歴、現職、担当分野（福祉サービス分野、組織運営管理分野）、対応可能な評価分野（サービス種別）、主たる所属評価機関名、従たる所属評価機関名及び評価の実績件数とする。

### (公表)

第5条 県は、名簿を県ホームページで公表する。ただし、評価調査者氏名は、個人情報保護の観点から公表しない。また、主な経歴及び現職は、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化をし、公表するものとする。

### (主たる所属評価機関名の表示)

第6条 主たる所属評価機関が認証の有効期限を過ぎても再度認証申請を行わない等により、主たる所属評価機関がない場合には、「主たる所属評価機関なし」と表示する。ただし、新たな主たる所属評価機関からの「所属評価調査者名簿」の提出をもって、当該欄に「主たる所属評価機関」を表示する。

(名簿への登載事項内容の変更)

第7条 主たる所属評価機関又は従たる所属評価機関からの所属評価調査者の変更等に伴う「所属評価調査者名簿」の提出をもって、名簿への登載事項内容を変更する。ただし、評価の実績件数は、主たる所属評価機関及び従たる所属評価機関からの「実施状況報告書」の提出をもって、名簿への当該登載事項内容を変更する。

(名簿からの削除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、県は当該評価調査者を名簿から削除する。

- (1) 不正の手段によって、評価調査者養成研修を修了し、名簿に登載されている場合
- (2) 当該評価調査者からの削除の申し出及び主たる所属評価機関からの所属評価調査者の変更に伴う「所属評価調査者名簿」の提出があった場合
- (3) 正当な理由なく、必要な継続研修を受講していない場合
- (4) 評価の実績がないか又は著しく少ない場合で、名簿から削除することが適当と判断される場合
- (5) 実施要領第11条第1項第3号に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断される場合
- (6) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が1年を超えた場合

2 県は、前項第4号又は第5号に該当して名簿から削除するときは、あらかじめ長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 県は、第1項第1号の規定に基づき、当該評価調査者を名簿から削除したときは、所属評価機関にその旨を通知する。

4 県は、第1項第3号から第6号の規定に基づき、当該評価調査者を名簿から削除したときは、当該評価調査者及び所属評価機関にその旨を通知する。

(名簿への再登載)

第9条 一度名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、評価調査者養成研修を再受講するものとする。ただし、前条第1項第1号又は第5号の規定に基づき削除となった者は、その抹消の日から県が分科会の意見を聴いて定めた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。